

マイナンバーカードの保険証利用等について

当院はマイナ保険証を利用した「オンライン資格確認」を実施しています。

患者さんの同意があれば、これまで市町村等で行う必要があった「限度額認定証の手続き」が不要となります。さらに、医療機関側で「薬剤情報」や「特定健診情報」の閲覧が可能となり、これらを診療に活用することで、より質の高い医療の提供が可能となりますので、マイナンバーカードの保険証利用にご協力ください。

なお、当院では、対応システム導入医療機関として患者さまに以下のご負担をいただきます。

○医療情報・システム基盤整備体制充実加算

【初診時】

マイナンバーカードを利用しない場合 ^{※1}	加算 1	:	4 点
マイナンバーカードを利用する場合 ^{※2}	加算 2	:	2 点

○負担例（初診料に上記のご負担が加わった場合）

マイナンバーカードを利用する場合 … 初診料(288点) + 2点の加算 → 290点

1割負担の方 : 290円 2割負担の方 : 580円 3割負担の方 : 870円

マイナンバーカードを利用しない場合 … 初診料(288点) + 4点の加算 → 292点

1割負担の方 : 290円 2割負担の方 : 580円 3割負担の方 : 880円

※1 : マイナンバーカードを利用しない場合…

- ・被保険者証で受診した場合
- ・マイナンバーカードで受診、診療情報の取得の同意が得られない場合
- ・マイナンバーカードが破損で使用できない、利用者証明証電子証明書が失効している場合

※2 : マイナンバーカードを利用する場合…

- ・マイナンバーカードで受診、患者の同意を得て診療情報を取得した場合
- ・マイナンバーカードで受診し患者の同意を得たが、診療情報が存在しない場合
- ・他の医療機関から診療情報等の提供を受けた場合